

## 船舶事故調査報告書

令和2年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和元年6月16日 20時00分ごろ
発生場所	山口県岩国市 <sup>かぶと</sup> 甲島南東方沖 甲島島頂（102m）から真方位132° 1,350m付近 （概位 北緯34° 06.8′ 東経132° 19.6′）
事故の概要	漁船 <sup>こうりん</sup> 興運丸は、揚網作業中、船長がネットローラに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和元年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 興運丸、4.8トン HS3-24736（漁船登録番号）、個人所有 12.20m（Lr）×2.79m×0.84m、木 ディーゼル機関、48.2kW、平成5年4月18日 第270-39157号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年5月1日 免許証交付日 平成28年5月10日 （令和3年5月20日まで有効） 甲板員 女性 60歳
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日没時刻：19時26分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、底引き網漁の目的で、令和元年6月16日11時30分ごろ広島県 <sup>えたじま</sup> 江田島市 <sup>おおはら</sup> 大原漁港を出港し、漁場に向かった。 本船は、12時30分ごろ広島県 <sup>おおたけ</sup> 大竹市 <sup>あただ</sup> 阿多田島南方の漁場に到着し、同島南方沖から甲島周辺にかけての海域で、13時21分ごろから1回目の操業、15時43分ごろから2回目の操業、18時27分

	<p>ごろから3回目の操業を開始した。</p> <p>本船は、網を入れるのに約5分、網を曳くのに約1時間半から2時間、網揚げに約30分を要しており、網を揚げる際には、船長は、ネットローラの左舷後方に立って、遠隔操作により操船しながらネットローラの操作にあたり、甲板員は、右舷船尾で網の揚がり具合を見ていた。</p> <p>本船は、揚網作業を開始し、甲板員が、右舷船尾に立って船尾方を向き、網の揚がり具合を見ていたところ、20時00分ごろ船長の悲鳴とガタンという音を聞き、船首方向を振り向いたところ、船長が右腕を右舷前方、頭部を左に向け、両足を右舷側にして、ネットローラに網と共に巻かれているのを認めた。</p> <p>甲板員は、ネットローラの操作盤のところに行き、操作レバーを引いてネットローラを停止し、主機のクラッチを中立にしたが、巻き出しなどの操作方法が分からなかったため、携帯電話で海上保安庁に救助要請を行った。</p> <p>船長は、救助に駆けつけた巡視艇及び僚船の乗組員によりネットローラを操作して網から外され、甲板上に降ろされたものの意識不明の状態であった。</p> <p>船長は、巡視艇により心肺蘇生をしながら岩国市岩国港まで運ばれ、その後、救急車で病院へ搬送されたが、医師により死亡が確認され、死因は圧死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船(右舷側)、写真2 網揚げ時の船長の状況(ネットローラの左舷後方)、写真3 網揚げ時の甲板員の状況(右舷船尾)、写真4 船長が巻き込まれた状況(再現) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、操業中、船尾からロープ、ワイヤ、チェーン、袖網、天井網及び袋網を繰り出しており、約10mの竿で網口を開いていた。</p> <p>船長は、操舵室内の黒板に投網開始時刻を記載していた。</p> <p>船長は、持病はなく、常用している薬もなかった。</p> <p>甲板員は、船長がどうしてネットローラに網と共に巻き込まれたのか分からなかった。</p> <p>僚船の船長は、ネットローラにある程度の負荷がかかったら停止する装置(以下「緊急停止装置」という。)を自船に取り付けており、本船のネットローラにも同様に緊急停止装置を取り付けていれば、船長が巻き込まれてもすぐに停止すると思った。</p> <p>船長は、ポロシャツ、ズボン、吊りカップ(下のみ)、長靴、ゴム手袋及び腕抜きを着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>不明</p> <p>あり</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>船長の死因は、圧死であった。</p> <p>本船は、甲島南東方沖において、底引き網の揚網作業中、船長が、ネットローラに網と共に巻き込まれたことから、死亡するに至ったものと推定されるが、目撃者がおらず、船長がネットローラに網と共に巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、甲島南東方沖において、底引き網の揚網作業中、船長が、ネットローラに網と共に巻き込まれたことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揚網中は、巻取り部に巻き込まれるおそれがあることから、十分に注意しながら作業を行うこと。</li> <li>・ネットローラには緊急停止装置を装備することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

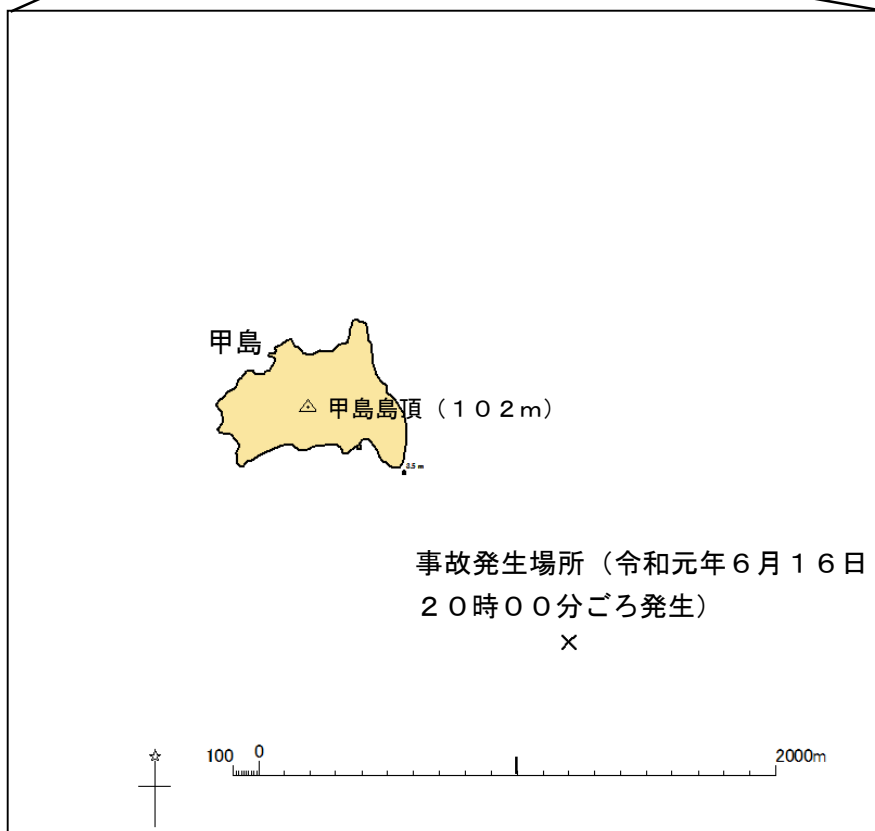


写真1 本船（右舷側）



写真2 網揚げ時の船長の状況（ネットローラの左舷後方）



写真3 網揚げ時の甲板員の状況（右舷船尾）



写真4 船長が巻き込まれた状況（再現）

